**第三節**　地方機関

**第一款**　管区警察局

**第百三十三条～第百五十二条**　［略］

（首席監察官及び監察官）

**第百五十三条**　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百三十六条の規定を準用する。

（警務・監察課）

**第百五十四条**　［略］

（会計課及び会計監査官）

**第百五十五条**　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十九条及び第百四十条の規定を準用する。

（広域調整課）

**第百五十六条**　［略］

（高速道路管理官及び災害対策官）

**第百五十七条**　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十三条及び第百四十四条の規定を準用する。

**第百五十八条～第百六十条**　［略］

（情報技術解析課）

**第百六十一条**　情報技術解析課においては、第百五十条各号に掲げる事務をつかさどる。

**第百六十二条～第百六十七条**　［略］

**第百六十八条**　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

（教務部の所掌事務）

**第百六十九条**　［略］

（指導部の所掌事務）

**第百七十条**　［略］

**第二款**　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

**第百七十一条～第百七十五条**　［略］

（機動通信課）

**第百七十六条**　機動通信課においては、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

（通信施設課）

**第百七十七条**　通信施設課においては、第百四十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（情報技術解析課）

**第百七十八条**　情報技術解析課においては、第百五十条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

（多摩通信支部）

**第百七十九条**　［略］

**第三節**　地方機関

**第一款**　管区警察局

**第百三十二条～第百五十一条**　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（首席監察官及び監察官）

**第百五十二条**　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百三十五条の規定を準用する。

（警務・監察課）

**第百五十三条**　［同上］

（会計課及び会計監査官）

**第百五十四条**　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百三十八条及び第百三十九条の規定を準用する。

（広域調整課）

**第百五十五条**　［同上］

（高速道路管理官及び災害対策官）

**第百五十六条**　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百四十二条及び第百四十三条の規定を準用する。

**第百五十七条～第百五十九条**　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（情報技術解析課）

**第百六十条**　情報技術解析課においては、第百四十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

**第百六十一条～第百六十六条**　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

**第百六十七条**　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十九条及び第七十条の規定を準用する。

（教務部の所掌事務）

**第百六十八条**　［同上］

（指導部の所掌事務）

**第百六十九条**　［同上］

**第二款**　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

**第百七十条～第百七十四条**　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（機動通信課）

**第百七十五条**　機動通信課においては、第百四十七条各号に掲げる事務をつかさどる。

（通信施設課）

**第百七十六条**　通信施設課においては、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

（情報技術解析課）

**第百七十七条**　情報技術解析課においては、第百四十九条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

（多摩通信支部）

**第百七十八条**　［同上］